

4 青森県福祉サービス第三者評価事業評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置規程第13条の規定に基づき、評価基準及び評価手法を定めるとともに、青森県における福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の評価業務の手法及びその内容等を定めることにより、適切な評価事業の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語は、次のとおり定義する。

- (1) 「評価基準」とは、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに基づき、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が策定する「第三者評価基準」及び「サービス内容評価基準」とする。
- (2) 「評価手法等」とは、評価基準における判断基準、評価の着眼点、及び評価基準の考え方と評価の留意点とする。

(評価基準及び評価手法等)

第3条 評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）は、サービス種類ごとに別記1「サービス種類別第三者評価基準及びサービス内容評価基準」のとおり定める。

- 2 評価機関は、推進委員会が定める評価基準等に従い、サービス種類ごとに評価業務を実施する。ただし、推進委員会の定めた評価基準等に、独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契約)

第4条 評価機関は、第三者評価業務を行うに当たっては、福祉サービス事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

- 2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。
- 3 評価機関は、契約に当たって、事業者に評価業務の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価の手法)

第5条 福祉サービス第三者評価事業の評価手法は、事業者が自ら行う自己評価、評価調査者が訪問して行う調査による評価及び利用者本人又は家族に対して行う利用者調査の三つの要素を組み合わせた評価とする。

- (1) 事業者の自己評価

評価基準等に基づき、事業者自らが評価を行う。

(2) 評価調査者の訪問調査による評価

評価基準等に基づき、評価調査者が訪問等により調査を実施、その結果をもって評価を行う。

(3) 利用者調査

推進委員会が定める項目（別記2「利用者調査項目」）に基づき、評価機関が原則として全ての利用者や家族に対して、面接による聞き取り調査又はアンケート調査等により実施する。ただし、評価機関が別に定めて調査項目を追加することを妨げない。

2 前項に掲げる評価の手法については、2名以上の評価調査者が、事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、一貫して当たるものとする。

(評価のプロセス)

第6条 福祉サービス第三者評価事業の評価のプロセスは、第3条に掲げる評価手法による評価及び調査等をもとに、別記3「福祉サービス第三者評価業務のプロセス」の例により行うものとする。

(書面調査、訪問調査及び利用者調査)

第7条 評価業務は、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施する。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施概況等を把握する。

3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は管理者及び各部門担当指導職員の合議により作成する。

4 訪問調査は、書面調査及び第5条に規定する利用者調査の集計、分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。

5 書面調査及び訪問調査においては、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

6 利用者調査は、利用者のサービスに関する意向を把握するために実施し、その結果を訪問調査及び評価の資料として活用する。

7 利用者調査は、サービス種別ごとに利用者の意向を反映できるよう、できる限り利用者本人に対して実施することとし、回答者が特定されない適切な方法で実施する。

8 評価業務は、概ね3か月以内で終了することを目指す。

(評価調査者の責務)

第8条 評価調査者は、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されるものとする。

2 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず、前項で付与された書類を提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第9条 一件の評価業務は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」(以下「認証基準」という。)に定める評価調査者が事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、協働して実施し、かつ当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。

2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務に携わった各評価調査者2名以上が作成した評価結果を持ち寄り、合議により行うものとする。

(評価結果の決定)

第10条 評価機関は、評価調査者の評価結果のまとめ等を基に、評価結果を決定する。

2 評価機関は、次の各号の一に該当するときは、中立的な第三者により構成された評価を決定する委員会を開き、その承認等を得て評価結果を決定しなければならない。

(1) 評価機関となる法人の役員の過半数が、福祉サービス事業の経営者であるとき。

(2) 第3条に掲げる評価手法による結果をもとに、専門的な観点から意見を聴く必要があると判断したとき。

(評価結果の報告と同意)

第11条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、推進委員会に対して、評価結果及び公表に関する評価対象事業者の同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第12条 推進委員会及び評価機関は、事業者の同意が得られた評価結果を、別に定める公表要綱等に基づき公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価業務の実施に関して必要な事項は、推

進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月9日から施行する。

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

別記1 サービス種類別 第三者評価基準及びサービス内容評価基準

分野	サービス種類	第三者評価基準	サービス内容評価基準
児童・ 家庭福 祉関係	保育所	保育所版	保育所版
	幼保連携型認定こども園		
	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ版	放課後児童クラブ版
	児童館	児童館版	児童館版
	児童家庭支援センター	共通評価基準	
	助産施設		
	婦人保護施設		婦人保護施設版
母子福祉センター			
社会的 養護関 係施設	乳児院	乳児院版	乳児院版
	児童養護施設	児童養護施設版	児童養護施設版
	児童心理治療施設	児童心理治療施設版	児童心理治療施設版
	児童自立支援施設	児童自立支援施設版	児童自立支援施設版
	母子生活支援施設	母子生活支援施設版	母子生活支援施設版
	自立援助ホーム	自立援助ホーム版	自立援助ホーム版
	ファミリーホーム	共通評価基準	ファミリーホーム版
障害 者・児 福祉関 係	障害者・児福祉サービス	障害者・児福祉サービス版	障害者・児福祉サービス版
生活保 護施設	救護施設	救護施設版	救護施設版
高齢者 福祉サ ービス	特別養護老人ホーム	高齢者福祉サービス版	高齢者福祉サービス版
	通所介護		
	訪問介護		
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
その他の 高齢者福祉サービス	共通評価基準		
その他		共通評価基準	

別記2 利用者調査項目

サービス種類	利用者調査項目	利用者調査対象
保育所	保育所版	保護者
幼保連携型認定こども園		
放課後児童クラブ		
児童館		
乳児院	乳児院版（保護者用）	保護者
児童養護施設	児童養護施設版	小学校4年生以上
児童心理治療施設	児童心理治療・児童自立支援施設版	小学校4年生以上
児童自立支援施設		
母子生活支援施設	母子生活支援施設版（母親用）	母親
	母子生活支援施設版（子ども用）	小学校4年生以上
自立援助ホーム	自立援助ホーム版	利用者
ファミリーホーム		小学校4年生以上
児童家庭支援センター	適用外	児童家庭支援センター
母子福祉センター		母子福祉センター
障害者・児福祉サービス	障害版	利用者
救護施設	障害版	利用者
高齢者福祉サービス	特別養護老人ホーム版	利用者
	通所介護版	利用者
	訪問介護版	利用者
	高齢者版	利用者